

Tax Newsletter, Issue no. 1/2018

2017年8月16日から12月末までの 税務動向

In this issue:

- 2017年8月16日から12月末までの税務動向
- タイ・カンボジア間の租税条約
- 新たな決済システム法
- 最高裁判決一判例

I. 追加の費用控除 / その他の控除

1.1 コンピュータ・ソフトウェアの取得

コンピュータプログラムの購入、プログラマーの雇用、プログラム作成の発注をした中小企業に対して、支払った代金の100%について、法人税の計算上追加控除(10万バーツまで)を認める勅令第647号が発行されました。尚、支払先はデジタル経済推進庁(Digital Economy Promotion Agency)に登録されたコンピュータ・ソフトウェアの販売業者、請負業者、またはサービス提供者でなくてはなりません。

この優遇措置は2017年1月1日から2019年12月31日までに開始する会計期間に適用されます。

適用するには、歳入局が定める以下の基準と条件を満たしてはなりません。現時点で正式な通達等は発行されていません。

追加控除の対象となる法人:

- (1) いずれの会計期末においても払込資本金が500万バーツ未満であること。
- (2) 1会計期間内での売上高またはサービス売上高が3,000万バーツ未満であること。

ただし、この税務特典の適用を受けた企業は、歳入法典がコンピュータ・ソフトウェアについて定める他の税務特典の適用ができません。

1.2 洪水被害に対する寄付

タイ国内の洪水被災者に対して2017年7月5日から12月31日の期間に支払った寄付金の所得控除を認める勅令第645号および第650号が発行されました。:

- 個人による寄付: 現金での寄付の150%。ただし、その他の慈善団体、公益、教育機関および診療所のための寄付との合計金額が純課税所得(手当およびその他の控除後の課税所得)の10%を超えないこと。
- 法人による寄付: 現金または物品での寄付額の150%。ただし、その他の慈善団体、公益のための寄付との合計金額が純利益の2%を超えないこと。

対象となる寄付送付先:

1. 政府機関または認定された慈善団体
2. 認定された慈善団体または公益団体

3. 2011年に発生した洪水の際に認定された代理店としての企業またはパートナーシップ

1.3 洪水による被害の修繕費

タイの洪水で被災した個人に対し、特別所得控除を認める以下の財務省令第331号、財務省告示第307号、第308号が発行されました。:

1. 2017年7月5日から12月31日の期間の洪水により被害を受けたコンドミニアムユニット、コンドミニアムに付随する建物や設備、およびそれらが所在する土地の修繕回復費(資材や機材を含む)は、同期間内に支払われた場合、10万バーツを上限として特別所得控除の対象となります。

この所得控除は、居住、ビジネス、あるいは他の目的のために該当資産を利用する、所有者、賃借人、使用者に認められます。

複数の資産の修繕を行った場合は合算で10万バーツを上限として控除が認められます。

2. 2017年7月5日から12月31日の期間の洪水により損傷した車両または車両部品の修繕費(資材や機材を含む)は、同期間内に支払う場合、3万

バーツを上限として特別所得控除の対象となります。

所得控除は車両の所有者またはハイヤーパーチェス契約を結んだ賃借人に付与されます。

複数の車両または車両部品の修理を行った場合は合算で3万バーツを上限として控除が認められます。

1.4 VAT登録業者に支払う代金を個人所得税の課税所得から控除

2017年11月11日から12月3日の期間にVAT登録業者に支払った物品代金またはサービス提供料を、個人所得税の課税所得から計15,000バーツまで控除を認める財務省令第333号が発行されました。

以下の費用は対象外です。:

- 酒、ビール、ワイン
- たばこ
- 車両用のガソリン、燃料
- 自動車、自動二輪車、船舶
- 旅行業関連法が適用される旅行会社に対して支払う旅費、ガイド料
- 宿泊業関連法の認可を受けたホテルに対して支払う宿泊費

2. 付加価値税 (VAT)

2.1 VATの7%税率をさらに1年延長

勅令第646号により、VATの軽減税率の適用期限が2017年10月1日から2018年9月30日まで、さらに1年延長されました。今後追加延長が決定されなければ、2018年10月1日以降は10%の標準税率が適用されます。

2.2 VAT制度適用外のその他の自由業

税務監査人については自由業としてVAT制度を適用しないとする歳入局長官告示第217号が2017年10月24日に発効しました。

3. 健康保険料の控除

2017年1月1日以降にタイの保険会社に支払った健康保険料を15,000バーツを上限として個人所得税の課税所得から控除することを認めた財務省令第334号および歳入局長官告示第315号が発行されました。

ただし、控除が認められる健康保険料は、生命保険料控除額と合算して10万バーツが上限となります。

タイ・カンボジア間の租税条約

タイとカンボジアは2017年9月7日、二重課税の回避と脱税防止に向けた租税条約を締結しました。この条約は2017年12月26日に発効し、2018年1月1日以後に開始する課税年度から適用されます。

租税条約の主な概要は次の通りです。:

対象税目

所得税と石油税

恒久的施設 (Permanent establishment: PE)

- 6 カ月を超える建設、据付もしくは組立の工事またはこれらに関連する監督活動。
- 締約国の企業が他方の締約国内において使用人やその他の職員を通じて行う管理業務またはコンサルティングサービス等の役務提供で、同一事業について 12 カ月の間に 183 日を超えて実施する活動。
- 他方の締約国内で天然資源の探査または開発(設備の運転を含む)を 12 カ月の間に 90 日を超えて実施する活動。

配当金

配当金にかかる源泉所得税率は10%です。

利子

金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子にかかる源泉所得税率は10%、それ以外の利子に対する源泉所得税率は15%です。

ロイヤルティ

ロイヤルティにかかる源泉所得税率は10%です。「ロイヤルティ」には産業上、商業上もしくは学術上の設備の使用に対する支払いが含まれます。

テクニカルサービス提供料

テクニカルサービスの提供料の源泉所得税率は10%です。

テクニカルサービスには管理、技術またはコンサルティングサービスが含まれません。

キャピタルゲイン

株式または有価証券の売却または移転によるキャピタルゲインはタイとカンボジアのどちらか一方において課税することができます。

二重課税の回避

二重課税の回避については通常の税額控除が認められています。しかし、一方の国で課税された所得税額は、相手国における課税額から控除できますが、相手国の課税額を超えることはできません。

租税条約上ではみなし外国税額控除が認められています。所得源泉地国で税務恩典を受けた場合にも外国税額控除を認めることが目的です。

みなし外国税額控除は、2018年1月1日から10年間有効とされていますが、この期間については相互合意の下、延長される可能性があります。

新たな決済システム法

イントロダクション

2017年決済システム法 (B.E. 2560) (以後、「PSA法」: Payment System Act) は、既存の電子決済システム関連法を統合し、急激な技術革新(主に電子決済システムおよび電子決済サービス分野)に対応するために制定されたもので、タイの決済システムを国際基準に合致させることを目的としています。PSA法は2018年4月17日に施行されます。

PSA法の主要なポイント

1. 重要な決済システム

タイ中央銀行 (BOT) により制定、規制されている決済システムは重要な決済システム (IPS: important payment systems) と位置づけられています。タイ中央銀行は、パーツネットシステム (BAHTNET: the BOT automated high-value transfer network) や電子小切手決済システム (ECS: the electronic cheque clearing system) 等のIPSの監視責任があります。PSA法の下におけるIPSの新しい特徴の一つは、その決済完了性です。

PSA法では、特定の状況においていつ取引が完了したのか、というカットオフポイントを明確に定めています。現行法では、取引参加者が管財人の管理下あるいは会社更生の状況である場合、IPSの取引は、完了しているかどうかにかかわらず、キャンセルしたり反対決済をしたりすることができました。PSA法の下では、裁判所の命令が発せられる前になされたIPSを通じた送金や決済は、裁判所の命令が発せられる日までは決済システムのルールに従って継続されることになります。これは、裁判所の命令が発せられる日までにIPSを通じてなされた取引は完了したとみなされ、キャンセルできないということを意味しています。

このPSA法の新たなポイントである決済完了性により、管財人の管理下もしくは

会社更生の状況下における取引参加者への影響が最小限に抑えられることになります。

2. 監視対象決済システム

PSA法の下、以下の特徴を有する支払システムは、事業許可証(Licence)が必要とされる監視対象決済システムとなります。

- a) 金融機関間の資金送金システムやカード決済ネットワーク、決済システムといった、資金の送金や決済の処理などのシステムユーザーのネットワークの拠点となる決済システム。
- b) 公共の利益、国民の信頼、決済システムの安定性と安全性に影響を与えるその他の決済システム。

3. 監視対象決済サービス

PSA法の下、以下の決済サービスは、事業許可証 (Licence) が必要とされる監視対象決済サービスとなります。

- a) クレジットカード、デビットカードまたはATMカードによる決済
- b) 電子マネーサービスによる決済
- c) 販売者、サービス提供者または債権者の代理として支払いを受ける電子決済サービス
- d) 電子送金
- e) 金融システムまたは公益に影響を与える可能性があるその他の決済サービス

また、顧客から前受金を受取る決済サービスの事業者は、前受金をその事業者の資産とは区分して管理し、如何なる用途外使用も認められません。当該前受金は保護され、倒産手続における差し押さえや債権者への支払い対象になりません。

PSA 法違反にかかる罰金

A. 行政罰

1. IPS

IPS に関する規則および規定に違反した場合、300 万バーツ以下の罰金が科されます。

2. 監視対象決済システム及び監視対象決済サービス

BOT の規則と規定に違反した場合、200 万バーツ以下の罰金が科せられます。

B. 刑事罰

1. 監視対象決済システム及び監視対象決済サービス事業許可証 (Licence)

監視対象決済システムもしくは監視対象決済サービス事業を開始する前に事業許可証の取得を怠った者は、2～10年の禁固刑または20万～100万バーツの罰金、またはその両方が科せられます。

2. 監視対象決済システム及び監視対象決済サービス事業証明書 (Certification) (*1)

監視対象決済システムもしくは監視対象決済サービス事業を開始する前に事業許可証明書の取得を怠った者は5年以下の禁固刑または50万バーツ以下の罰金、またはその両方が科せられます。

(*1) 現在においては、事業許可証の取得による方法しか認められていないが、将来的には別途通達が発行され、事業証明書でも事業を行うことができるようになる予定である。それを踏まえて、刑事罰においては事業証明書の規定が既に設けられている。

最高裁判決一判例

事例:増資株式の売却損の損金算入の否認(最高裁判決 No.8745/2559)

概要

2005年、歳入局が原告の2003年度に関するBusiness Operation Visitを行い、歳入法典第65条第9項および第13項に従い、投資に関する損失が人為的あるいは実体のないもので、かつ原告の事業目的から乖離していると考え、損失が過大計上されていると指摘しました。原告は、当該損失を見直した修正申告書の提出に同意しなかったため、歳入局は原告の税務調査のための召喚状を発行しました。

1993年、原告はA社の99.98%の持分にあたる39,993株を、1株あたり額面価額(1,000パーツ)、合計39,993,000パーツで取得しました。同時期に、原告はB社の99.99%の持分に相当する299,993株を、1株あたり額面価額(100パーツ)、合計29,999,300パーツで購入しました。

2002年10月、原告は自社の事業の一部をA社に売却しました。当該事業のフィージビリティスタディ及び分析が行われ、見通しは良好との結果になりました。しかし、A社は当時原告に支払うべき十分な資金を有していなかったために、増資を行いました。

2003年3月10日、原告はA社株式80,000株について、1株あたり額面価額(1,000パーツ)、合計80,000,000パーツの増資を引き受けました。これにより、原告が保有するA社株式は119,993株となりました。A社は、この増資による収入で原告に対して2002年の事業買収の対価の支払いを行いました。

同時期、B社は動物飼料工場建設のため増資を行いました。これは、B社事業のフィージビリティスタディ及び分析の結果、見通しが良好であったことによります。原告はB社株式900,000株について、

1株あたり額面価額(100パーツ)、合計90,000,000パーツの増資を引き受けました。これにより、原告が保有するB社株式は1,119,993株となりました。しかし、鳥インフルエンザが発生したために工場は建設されませんでした。

その後、2003年11月1日、原告は、保有していたA社及びB社株式のすべてを、別の子会社であるC社に対して、歳入局が定める非上場会社の時価に関する基準に従い簿価純資産価額で売却しました。これにより、A社への投資について、88,277,186パーツ、B社への投資について87,476,398パーツの損失が発生しました。2003年12月31日において、原告は総額175,753,584パーツの投資損失を計上しました。

C社が購入した株式の支払いのため、原告はC社からの借入について、銀行間振替によりC社の株式購入額と同額の返済を行いました。尚、同日中にC社は同じ銀行口座を使用して同額の資金移動を原告に対して行っています。

原告は、A社、B社の事業同様原告の事業が2003年の鳥インフルエンザの影響を受けたため、両社株式を全てC社に売却し、原告に代わりC社を持ち株会社にせざるを得なかったと主張しました。こうしてC社は当該地域の統括会社となりました。それに加えて、原告は株式をSETに上場させる計画を立てていました。上記株式売却により、原告はA社、B社への投資に係る損失を認識する必要がなくなり、財政状態が改善しました。

最高裁判決

1.増資引き受け後7カ月で発生した関連会社の株式売却損の損金算入の可否

最高裁判所は、原告が主張するような目的でA社、B社への投資が行われたのではなく、原告の行為は単に税務上の恩恵を受けるための増資引き受けの意

図があったとして、歳入局の主張を認めました。

判決を受け、歳入局は、営利追求目的すなわち事業目的に関連して発生したものではないとして、歳入法典第65条第9項及び第13項に基づきA社およびB社の増資部分に係る原告の株式売却損を税務否認しました。

この点において、最高裁は、子会社2社が利益を上げるには合理的な期間を要することを原告が認識していなければならなかった、という見方を示しています。また、原告は、当該売却はSETへの上場計画におけるマイナスの印象を軽減すると主張しましたが、最高裁はSETへの上場は長期的な視点で計画するものであると考え、当該主張は合理的ではないとしました。さらに、A社とB社は継続して損益を計上しており、短期的には利益は見込めなかったため、原告は利益を獲得するためには長期的な投資が求められていることを認識すべきでした。

原告は、C社が地域統括であると主張しましたが、実際にはC社は養鶏場のリース事業を行っているだけでした。それに加えて、C社の原告からの株式購入のため、原告はC社へ借入金を返済しましたが、それは同日付での資金移動でなされていました。

2. 関連会社への投資の損失に係る損金算入可否の決定方法

最高裁は、原告が、投資から利益を得るためではなく、単に税務上の恩典を受けるために、継続して損失を計上している関連会社2社からの増資を引き受けたとしたため、2003年の増資は税務上存在しなかったものとみなされました。

すなわち、原告が売却した株式は2003年の増資以前に取得した株式のみであったこととなります。

その結果、増資部分から発生した売却損の損金算入は認められず、1993年に取得した株式の取得原価のみ、2003年11月1日に売却した際の売却対価からの控除が認められました。

当該判例から学ぶポイント

歳入局および最高裁は、株式への投資は、利益を追求するため、すなわち配当やキャピタルゲインを得ることが目的であるべきと考えています。そのため、歳入局と最高裁は原告の増資引き受けと株式売却の背景にある全体像を考慮しました。重要なことは、関連会社間での取引であったために、原告が利益追求のための増資引き受けであったと歳入局および最高裁を納得させることが困難であったということです。

Contact us

<ul style="list-style-type: none"> • Tax Mergers and Acquisitions/ Tax Structuring 	<ul style="list-style-type: none"> • Paul B.A. Stitt, <i>Partner ext. 1119</i> • Prema Ramachandra Rao, <i>Associate Partner ext. 1156</i> • Vanida Vasuwanichchanchai, <i>Associate Partner ext. 1303</i> • Orawan Phanitpojjamarn, <i>Associate Partner ext. 1017</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Tax Reporting & Strategy 	<ul style="list-style-type: none"> • Somsak Anakkasela, <i>Partner ext. 1253</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i> • Prapasiri Kositthanakorn, <i>Partner ext. 1228</i> • Thirapa Glinsukon, <i>Associate Partner ext. 1318</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Indirect Tax Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Somsak Anakkasela, <i>Partner ext. 1253</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i> • Thirapa Glinsukon, <i>Associate Partner ext. 1318</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Business Process Outsourcing Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Prapasiri Kositthanakorn, <i>Partner ext. 1228</i> • Somsak Anakkasela, <i>Partner ext. 1253</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Transfer Pricing 	<ul style="list-style-type: none"> • Peerapat Poshyanonda, <i>Partner ext. 1220</i> • Janaiporn Khantasomboon, <i>Partner ext. 1437</i> • Niphan Srisukhumbowornchai, <i>Partner ext. 1435</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Tax Dispute Resolution 	<ul style="list-style-type: none"> • Niphan Srisukhumbowornchai, <i>Partner ext. 1435</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i> • Sudarat Isarakul, <i>Associate Partner ext. 1024</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Financial Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Orawan Fongasira, <i>Partner ext. 1302</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Legal Services/BOI Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Somboon Weerawutiwong, <i>Lead Partner ext. 1247</i> • Vunnipa ruamrangsri, <i>Partner ext. 1284</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Japanese Business Desk (JBD) 	<ul style="list-style-type: none"> • Atsushi Uozumi, <i>Partner ext. 1157</i>
<ul style="list-style-type: none"> • U.S. Tax Desk 	<ul style="list-style-type: none"> • Thirapa Glinsukon, <i>Associate Partner ext. 1318</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Global Mobility Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Jiraporn Chongkamanont, <i>Partner ext. 1189</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Customs & Trade 	<ul style="list-style-type: none"> • Paul Sumner, <i>Partner ext. 1305</i> • Nu To Van, <i>Partner ext. 1353</i>

15th Floor Bangkok City Tower, 179/74-80 South Sathorn Road, Bangkok 10120

Tel: +66 (0) 2844 1000 Fax: +66 (0) 2286 6666

Website: <http://www.pwc.com/th>

Editor:

Somboon Weerawutiwong, Lead Partner ext. 1247

E-mail: somboon.weerawutiwong@th.pwc.com

Vanida Vasuwanichchanchai, Associate Partner ext. 1303

E-mail: vanida.vasuwanichchanchai@th.pwc.com

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 158 countries with more than 236,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at <https://www.pwc.com/>

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2018 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

<日本企業部>

魚住篤志	atsushi.uozumi@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1157
武部純	jun.takebe@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1209
桑木愛子	aiko.kuwaki@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1186
熊崎裕之	kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1269
名賀石 樹	tatsuki.nakaishi@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1366
山本真弓	mayumi.yamamoto@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1380
松下駿太郎	matsushita.shuntaro@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1466
森岡青紀	aoki.morioka@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1288

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.